

令和4年7月26日

新型コロナウイルス感染者の発生の公表基準の変更について

J A兵庫南新型コロナウイルス感染拡大対策本部

標記の件、J A兵庫南の新型コロナウイルス感染者の発生の公表基準の変更について、当J Aではこれまで、来訪された組合員・地域住民の皆様等への感染拡大防止と不安軽減などを目的に、当J A並びに子会社職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の情報をホームページ並びに支店・事業所店頭掲示にて公表してきました。

オミクロン株が主流である中、国においても感染防止対策と社会経済活動の両立を図っていくとの方針が示されるとともに、オミクロン株の特徴を踏まえ、感染防止策を徹底して取り組んでいる事業所については、陽性者との接触があったことのみを理由として出勤停止や外出を制限する必要はなく、健康観察を徹底して行うことにより濃厚接触者の特定及び行動制限を求めないとする考え方が示されました。

このため、今後の当J A並びに子会社職員の新型コロナウイルス感染者の発生の公表については、当J A並びに子会社の業務を一時的に停止する場合や、施設・所属等でクラスターが発生した場合など、組合員・地域住民の皆様等に大きな影響を及ぼすと考えられる場合に限定させていただくこととしますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上